

約 款

第1条 （適用範囲）

当社の経営する自動車運転代行業 運行管理に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

第2条 （係員の指示）

利用者は、当社の運転者その他の係員が運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第3条 （代行運転役務の提供）

当社は、次条の規定により運転役務を提供し又はその継続を拒絶する場合を除いて、運転役務を提供します。

第4条 （代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運転役務の提供の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (3) 利用者が運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 運転役務の提供に支障となる運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第5条 （会員種類）

法人会員 1社で複数人ご利用できます

個人会員 登録されてご本人のご利用ができます

第6条（料金）

当社が収受する運転役務の提供の料金は、法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

第7条（料金の収受）

当社は、運転役務の終了の際に料金の支払いを求めます。

2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

第8条（利用者及び第三者に対する責任）

当社は、当社の運転者の運転役務の提供によって、利用者若しくは第三者の生命又は身体を害したとき、運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が運転自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに運転自動車の構造上の欠陥または機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。（1）代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。（2）随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額として補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第9条

当社は、前条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第10条

当社は、天災その他当社の責に帰することができない自由により、運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用客が受けた損害を賠償する責に任じません。

第11条（利用者の責任）

当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの代行約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

第12条（秘守義務）

運転手は、この契約の履行に関し知り得た相手の機密事項を、他に漏洩又は利用してはならない。但し、犯罪調査の協力及び公序良俗に違反する場合を除く。

第13条（禁止事項）

1. 当社に帰属する乗務員に対し直接雇用、又は直接契約をしないものとする。帰属する乗務員が当社より離職後においても向こう1年間は同様とする。これに違背した場合は、当社の定める損害の賠償を求める事が出来る。

東京都新宿区新宿7-27-3

日本運転代行連盟 株式会社

代表取締役社長 花 本 光 雄